

平成25年 第7回

教育委員会定例会会議録

平成25年7月9日（火）

港区教育委員会

日 時 平成25年7月9日（火） 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委員長職務代理者	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	委 員	澤 孝 一郎
	教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	学校施設担当課長	大久保 光 正
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	上 村 隆
	図書・文化財課長	前 田 憲 一
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	鈴 木 さよ子

「議題等」

日程第1 審議事項

- 議案第46号 港区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第47号 港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第48号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第49号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第50号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第2 協議事項

- 1 平成24年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 2 平成25年度港区指定文化財の諮問について

日程第3 教育長報告事項

- 1 生涯学習推進課の6月事業実績について
- 2 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 3 平成25年度夏季学校プール開放について
- 4 国体推進担当の6月事業実績について
- 5 図書館・郷土資料館の6月行事实績について
- 6 図書館の6月分利用実績について
- 7 平成25年度港区学力調査結果について

「開 会」

○小島委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成25年第7回港区教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は綱川委員、お願いします。

第1 会議録の承認

日程第1 会議録の承認。平成25年1月15日開催の第2365号 第1回定例会。同年1月29日開催の第2366号 第1回臨時会の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは承認することと決定いたしました。

第2 審議事項

議案第46号 港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第47号 港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第48号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第49号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第50号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 続きまして、日程第2 審議事項に入ります。

議案第46号「港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第47号「港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第48号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第49号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第50号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」、この五つの案件につきましては、改正理由が同一のため、一括して説明を受け、質疑応答後、1件ずつ採決を行いたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、そのように進めたいと思います。

まず生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、ただいま議題となりました、議案第46号「港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第47号「港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第48号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則

について」、議案第49号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第50号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

資料は、それぞれの議案とも、規則の改正案文、その次に規則の改正の新旧対照表。そしてつづりの最後になりますが、改正理由と改正内容の概要をお示ししたものとなっております。

今回の規則改正の背景としまして、それぞれの施設ごとに若干ですが違った点もありますが、この5議案とも同じ背景で、改正に取り組むものでございます。

はじめに、資料ナンバー1の議案第46号「港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の資料をご覧ください。この資料のつづりの最後の資料をご覧くださいませでしょうか。「港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の資料でございます。

改正理由です。改正理由としまして、新施設予約システムの導入に伴い、団体登録や様式について規定を整備するものでございます。新施設予約システムですが、区民センターなどの文化施設の施設予約システム、スポーツセンターなどのスポーツ施設のスポーツネットを統合して、新たに予約システムが稼働いたします。この導入に伴い、規定を整備するものでございます。

内容でございます。最初に②の方をご覧ください。新施設予約システムの導入に伴い、登録、承認、利用変更に係る様式を変更するものです。③の施行日です。施行日は新施設予約システムの稼働日とするものです。施行日、平成25年7月12日、新施設予約システムの稼働日と予定してございます。

戻っていただきまして①ですが、こちらは生涯学習センター、青山生涯学習館での改正になります。①です。生涯学習施設と区民センター及び人権男女平等参画センターの登録団体が施設を相互に利用しております。施設の相互利用に関する規定を加えるものでございます。こちらの方は現行、既に施設の相互利用をしておりますが、規則を分かりやすいように改めるものでございます。

この資料の①の11ページ、12ページ、中程でございます。新旧対照表がございます。この資料の1の11ページ、12ページの次に新旧対照表がございます。港区立生涯学習センター条例施行規則新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。新旧対照表に基づき、改正内容をご説明させていただきます。11ページ、12ページが、最初の案文が終わったところから新旧対照表が1ページから振ってございます。

大変申し訳ありません。改正案文の次に新旧対照表が11ページとして載ってございます。新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。新旧対照表に基づき、ご説明をさせていただきます。

まず、登録の第1条の2です。改正案に加えるのは、ただし書き以降の部分でございます。「ただし、第2条第1項第1号から第4号までに掲げるものについては、この限りでない」というただし書きを加えます。こちらの方の第2条第1項第1号から4号までというのは、今回表記の方が中略となっておりますが、第2条の第1項第1号は社会教育団体、第2号は障害者福祉団体、第3号は町会、自治会、第4号は区民センター、男女平等参画センターなどの登録団体を表記してございます。これらの団体ですが、この生涯学習センターの利用に当たりましては、こちらの方の第1条

の2ですが、港区教育委員会に登録しなければならないという規定の適用を除外するものでございます。

これまでこの条項の後ろに第2条として利用の申請の規定がございました。利用の申請の規定にこちらの団体が利用できる表記がしてございましたが、登録の箇所についても同じように記載を、例外の規定を明らかにし、より実態に即した分かりやすい規定に今回改めるものでございます。

次に、新旧対照表のページをおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。第6条です。第6条は現行の使用料還付申請書、それから4項の還付通知書などの様式を改正案としまして、使用料還付請求書兼領収書と改めるものでございます。

また、次に様式の変更です。第1号様式は登録の申請書。第1号様式の2は登録証、第1号様式の3は利用申請書。第2号様式は利用承認書。第2号様式の2は利用変更申請書。第2号様式の3は利用変更承認書。第3号様式は利用承認取消申請書。第4号様式は使用料還付申請書兼領収書。それから3ページになりますが、第5号様式は利用承認取消等通知書などが、別紙のとおりという形で定まっております。それぞれの様式を改めるものでございます。

次に付則でございます。付則の1です。施行期日を平成25年7月12日から施行するものです。2は経過措置です。経過措置としまして既に旧システムで必要とされました利用承認書は新システム稼働後も使えるとするものでございます。経過措置の3につきましては、一部残る用紙については、新システム稼働後も所要の改正を加えて、使用することができるようにするものです。

議案第46号「港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の説明は以上となります。

次に、議案第47号「港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。資料ナンバーの2をご覧ください。こちらの方も大変申し訳ありません。最初に改正案文がついてございます。改正案文の11ページ、12ページの後ろに新旧対照表がございます。中程の港区立生涯学習館条例施行規則新旧対照表をご覧ください。こちらの方ですが、先程の生涯学習センターと同様、第1条の2、登録の改正、それから、2ページになりますが、第6条、使用料還付請求書兼領収書の様式の変更。それから、第1号様式から、3ページになりますが、第5号様式までの様式変更となります。

付則の施行期日、経過措置などは、先程の生涯学習センターと同様の改正となっております。

次に、議案第48号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。資料ナンバーの3をご覧ください。このつづりの資料の最後にあります、最後のページです。港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則についての資料をご覧ください。資料の最後でございます。改正理由としまして、こちらにも新施設予約システムの導入に伴い、様式について規定を整備するものです。内容です。改正内容としまして、新施設予約システムの導入に伴い、登録、利用、承認に係る様式を変更するものです。②としまして施行日を新施設予約システムの稼働日、平成25年7月12日とするものです。

恐れ入ります。資料の中ほど、改正案文が16ページございます。16ページの次に新旧対照表

がございますので、新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。資料の中程の港区立運動場条例施行規則新旧対照表でございます。新旧対照表に沿いまして、改正案をご説明いたします。まず登録の第1条の2の追加でございます。こちらの方はこれまでスポーツネット利用規則、こちらの方は5月28日の教育委員会で廃止のご決定をいただきましたスポーツネット利用に関する規則に規定しておりました内容について、各規則に規定をするものでございます。

こちらの方、第1条の2で、条例第2条の5第1号、第2号、及び第3号に掲げるものは、港区教育委員会に登録をしなければならない。この条例第2条の5第1号というのは、在住者の規定となっております。第2号は在勤者の規定、第3号は在住団体、在勤団体の規定となっております。こちらの在住者、在勤者、在住団体、在勤団体はこちらに登録をしなければならないという規定をするものでございます。

次に第2項です。2項では登録にはスポーツ施設利用登録者申請書を提出しなければならないこと。3項では、港区立芝浦南ふ頭公園運動広場の登録に関する規定を加えております。4項では登録証の交付、5項では港区立芝浦南ふ頭公園運動広場の登録証の交付を規定したものと なっています。

港区立芝浦南ふ頭公園運動広場が別の取り扱いとなっておりますのは、利用に当たりまして、他の施設と違いまして、区外の少年団体、区外一般団体の利用もあるため、別に登録要件を定めているものでございます。

次に2ページをご覧ください。使用期間及び使用時間の第2条。その文章中、教育委員会を委員会に改めるものでございます。使用の手続の第3条です。こちらの方は様式と文言を修正するものでございます。使用の承認の第4条です。使用承認書を利用承認書に改めるものでございます。次に適用除外の第12条です。こちらの適用除外の第12条ですが、先程の登録、使用の手続等は適用除外とするものです。ここにスポーツネット規則とございますが、廃止を7月12日に行い、別に定めるように改正を既にご決定いただきましたが、現行ではまだ改正期日が到来しておりませんので、この表記とさせていただきます。

次に3ページをご覧ください。3ページは各様式の変更でございます。登録の申請書、登録証、利用申請書、プールの利用券、利用承認書などがこちらの別記第1号様式から第2号様式まで定めてございます。こちらの様式をそれぞれ改めるものでございます。

付則でございます。付則は施行期日を平成25年7月12日から施行するもの。また、経過措置としまして、既に出されました利用承認書は、新システム稼働後も使えるものとするものです。

また、4ページになりますが、一部残る様式については新システム稼働後も所要の改正を経れば使用することができるようにするものです。

恐れ入ります。次に議案第49号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。資料ナンバーの4をご覧ください。こちらの方、最初に改正案文となっております。改正案文が11ページまでございます。11ページの次の新旧対照表をご覧ください。

港区スポーツセンター条例施行規則新旧対照表でございます。まず、登録の第2条です。第2条

は現行、登録申請書を、改正案としましてスポーツ施設利用者登録申請書に、現行、登録証を、改正案としましてスポーツ施設登録証に改めるものです。適用除外につきましては、先程の運動場規則と同様となっております。

新旧対照表の2ページをご覧ください。こちらの方は第1号様式から第5号様式まで、登録申請書、登録証、利用申請書、利用承認書、以下それぞれ様式を改めるものでございます。

次に付則です。付則の施行期日、経過措置など、先程の運動場条例と同様の改正となっております。

恐れ入ります。次に議案第50号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。資料ナンバーの5をご覧ください。こちらの方、最初に改正案文がございます。改正案文の7ページ、8ページの後ろに新旧対照表がございます。こちらの新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。

港区立武道場条例施行規則新旧対照表でございます。まず登録の第2条、それから適用除外の第14条ですが、またそれから、次の2ページにわたります。2ページ、第1号様式から第4号様式までの様式の変更でございます。こちらの方は先程の運動場条例施行規則、港区スポーツセンター条例施行規則等の改正と同じ内容となっております。

次に付則でございます。付則の施行期日、経過措置なども、先程の規則改正と同様の趣旨により、平成25年7月12日から施行する。また、施行後も既に発行されている利用承認書は使える。また用紙も既に所要の改正を加え、使用することができるという規定を同様に改正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきまして、ご決定いただけますようお願い申し上げます。

○**小島委員長** ただいま生涯学習推進課長より、港区立生涯学習センター等の各施設の条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をいただきましたが、何かご質問ございますでしょうか。

○**澤委員** インターネット経由で申請ができたり、一括して申請できるようなシステムになったということに関連して改正されているのですね。施設、例えば、資料のナンバー3、議案第48号の後ろの方の15ページに、港区立芝浦南ふ頭公園運動広場団体登録証というものがあります。こういう登録証には、有効期限というのがあって、今回の改正で、団体と個人ではまた違うのかもしれませんが、今までは2年間だったのが、新たには3年間になるということを知っています。この登録証の有効期限というのはまた別に定めているのですか。

利用者側からすると、大分前は有効期限がなかった。有効期限がないから、どこかに引っ越してしまっても、この登録証があれば、予約登録ができるので、それはおかしいということで、有効期限が2年になり、2年というのは結構短いということで今回は3年になったというものです。それはそれで利用者としてはありがたいことだということですが、有効期限というのはどこかでまた定めているのですか。

○**生涯学習推進課長** 今回、スポーツセンター、それから運動場、全て3年間の利用という、3年

間の更新ということに有効期限の中で更新という形にさせていただき予定になっています。

先程のスポーツネット規則を廃止いたしまして、新たに定める要綱の中で3年間と規定しています。

○澤委員 要綱の中ですね。

○綱川委員 利用者の意識からすると、例えば、このスポーツ施設利用者登録申請書が全部の施行規則についているのですね。様式1というものです。別紙様式1というのは、今日3議題が出ていますけれども、このスポーツ施設全部にあるわけですが、こういうのは、スポーツ施設登録申請書とどこかで定めておけば、こんなにいちいちの条例に載せなくてもいいのではないかと。そのたびにこれはどこが違うのとは見なくてはならないし、何か利用者目線からすると、難しくしてしまっているような気がするので、もう少し統合できるのではないかと思います。何が違うのかと、ずっと悩んで見ていましたので、いかがなものでしょう。

○生涯学習推進課長 各々施設の条例が定まっております、その条例のもとに、各条例の施行規則という形で、各施設の登録要件等を定めさせていただいています。そのなかで各々一つずつ、様式の方を定めさせていただく必要があるということで、今回それぞれ規定しています。

○小島委員長 今回の各施設の施行規則の改正は、色々な施設を相互に簡便に利用できるという目的で、今回の規則が改正されているのですか。

○生涯学習推進課長 施設の予約に当たりまして、一つのシステムの中で、それぞれ区民センターですとか、いきいきプラザですとか、そういった予約の状況が一括して把握できるというのが今回の改正の目的です。

○小島委員長 利用者の利用の簡便さ、利用しやすいようにということですから、今、綱川委員の質問したことなどを考えると、なるべく、運動施設や生涯学習館などまとめて簡便にできるようなら、その方向で今後検討されたらいいのではないですか。

○綱川委員 そういうことなのです。というのは、幹が1本あって、その枝葉が分かれるのはいいのです。この館についてはこういうふうにしなればいけないとか、スポーツセンターについてはこうとか。

○小島委員長 若干、特殊な点があれば、そこはそこで対応しなければならないですね。

○綱川委員 基幹の1個の申請が終わってれば、後はその各個の利用ができるということにしないと、これ1館ごとに申請を全部出さないといけないのみたいに捉えてしまったりすると、行政届出等になれている人は全然平気なのでしょうけれども、一般区民が申請したときに紛らわしいということで、少し検討をしてください。

○生涯学習推進課長 今回のシステムの統合に当たって、今回予約を一元的に管理できるということまでが検討の事項になっておりました。登録が相互にできるということまで、検討に至らなかったという状況がございます。各施設ごとにそれぞれ利用の要件ですとか、登録の媒体のそれぞれ規定がある関係で、なかなかそこまで今回まとまりきらなかったという事情がございます。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

この程度でよろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第46号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第46号については原案どおり可決することに決定いたしました。次に、議案第47号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第47号については、原案どおり可決することと決定いたしました。次に、議案第48号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第48号については、原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第49号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第49号については、原案どおり可決することに決定いたしました。最後に、議案第50号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第50号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

第3 協議事項

1 平成24年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

○小島委員長 日程第3 協議事項に入ります。

「平成24年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、昨年度行いました教育委員会の事務の点検及び評価について、お手元に机上配布させていただいている資料、平成23年度の港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書をご覧ください。

4ページをお開きください。

この点検及び評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会が行う主要な事務事業について、毎年執行状況の点検評価を行い、課題や今後の取り組みの方向性を示すとともに、点検及び評価の結果に関する報告書を港区議会へ提出し、区民へまた広く公表していくというものでございます。

点検及び評価の対象事業ですが、昨年度は港区の基本計画及び港区教育振興プランに計上している主要事業、並びに教育の港区の実現を目指した先駆的、特徴的な事業について、点検評価を実施いたしました。

その事業は、4～5ページにあります17の事業、そのうちの1、2、3につきましては、港区の先駆的、特徴的な事業、そして4以降の、4から17までが、基本計画や教育振興プランの主要事業を評価の対象としたものでございます。

では、6ページをお開きください。点検評価を行うに当たりまして、教育に関し、学識経験を有するものの知見の活用を図るということが、法文上うたわれておりますので、昨年度につきましては、このお三方の学識経験者から意見をいただきました。昨年度のスケジュールは、7月までに3回の有識者による会議を開きまして、8月の教育委員会においてこの報告書をご決定いただき、9月には区議会へ報告しまして、次年度予算へ反映ができるよう、かなり駆け足で進めてきました。

内容につきましては、8ページ以降をご覧くださいと思いますが、それぞれの事業の主要施策としまして、事業の目的、内容、それから10ページ目以降になりますが、進捗状況、そして、その事業の効果や成果を事務局で作成し、評価委員に基づく評価をしていただいています。その評価を受けて、教育委員会では今後このような取り組みを行っていくという今後の方向性を示すという内容となっております。

ところで、昨年度から、港区としまして、全ての事務事業に関する行政評価を行っております。そうしますと、昨年度のような形で事務事業の評価を行いますと、港区がくまなく行っている行政評価である事務事業評価と、屋上屋を架すこととなります。つまり、同じ評価を、違う組織で行うこととなりますので、今年度に関しましては、テーマを絞り込んで、なおかつ教育の港区といえるような特徴的な事業について、テーマを抽出した上で評価を方向で、今年度の事務の点検及び評価を考えた次第でございます。

このような背景を念頭に置いていただいて、資料の方をご覧ください。資料番号の1をご覧ください。平成24年度の事務の管理及び執行状況の点検及び評価に係るテーマについてですが、次の点を考慮しました。

今年4月25日の中央教育審議会の答申にありました第2期の教育振興基本計画では、教育基本法の理念を踏まえた教育立国の実現に向け、教育の再生を図り、何より責任を持って、教育成果の保証を図っていくことが求められていることから、社会を生き抜く力の養成、未来への飛躍を実現する人材の要請、学びのセーフティネットの構築、絆づくりと活力のあるコミュニティの形成が基本的方向性として位置づけられています。またこの四つの基本的方向性を定めるに当たり、自立、協働、創造を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、教育の再生に向けた各般の施策を推進していく必要性がこの答申で述べられているところでございます。

このような国の動きも踏まえまして、激しく変化する社会の中で、自立と協働を図るための能動的・主体的な力であり、グローバル化が進行する社会において、多様な人とのかかわり、さまざまな経験を積み重ねる社会を生き抜く力を身につけるといった観点から、教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、テーマを次のとおり選択したいと考えているところでございます。

学校教育の分野におきましては、未来への飛躍を担うための創造性やチャレンジ精神、国境を越えて人々と協働するための英語等の語学力、コミュニケーション能力、異文化に対する理解、日本人としてのアイデンティティなどを培う子どもの育成を目指した、先駆的かつ港区独自の教育を実践している国際化に対応した教育を推進するという施策をテーマとする考えでございます。

また生涯学習分野では、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に参画できる生涯学習社会を目指す観点から、ライフステージに応じた多様な学習の機会が得られ、学習が継続できる環境を目指す区民の学びの場を充実するという施策をテーマとしたいと考えております。

その評価の単位でございますが、先程述べました区の行政評価の単位は、予算の小事業を基本としており、全てのこの小事業を評価の対象としているため、港区教育振興プランの施策の柱を構成する事業とは合致していないこと、また同じ作業により屋上屋を架すということ避けることから、区の行政評価の単位である事務事業を今回は評価の対象としないという考え方に立ってみました。

また、今年度は施策の柱のテーマとして、社会を生き抜く力を見据えた教育委員会の取り組みを評価の対象とするため、これまでの港区基本計画及び港区教育振興プランに計上している主要事業を評価の単位とするのではなく、評価委員のご意見を踏まえて、事業を組み合わせる等の工夫を凝らした評価表を作成し、評価の単位としたいと考えているものでございます。

点検及び評価の体系は、2ページのとおりです。参考資料として机上に配布させていただきました教育振興プランの8～9ページをご覧ください。9ページには教育振興プランの体系図をお示ししました。学校教育と生涯学習の教育目標に分けて、基本方針、それから施策の柱が教育振興プランでは踏襲されております。

そのなかで、学校教育の部分では上から四つ目の国際社会に対応する教育の推進、それから生涯学習の推進に関しましては、区民の学びの場を充実するという施策の柱をご提示いたしました。

資料の2ページお戻りいただきまして、今年度は、学校教育の分野では国際化に対応した教育を推進する、生涯学習の分野では、区民の学びの場を充実する、をテーマに、施策を構成する事業を抽出をさせていただきまして、評価表を作成し、それに対して、学識経験者の知見を活用するとともに、教育委員会の方向性を定めていこうというものでございます。

資料の3ページ目をご覧ください。今年度、評価委員としてお願いしましたのが、この4人の学識経験の方でございます。常葉大学の教職大学院の教授である小松先生、昭和女子大学の大学院教授である小川先生、日本大学法学部・同大学院の教授であられる岩淵先生、帝京大学の教育学部の准教授である柴田先生の4人を、評価委員としてお願いしてございます。

先週の月曜日に、第2回の評価会議が行われました。その中で評価委員の先生方からは次のような指摘をいただいております。その一部を紹介させていただきます。

10年から20年後を見据え、12年間の学校教育により、どのような人を育成しようとしているかが見えるような事業を提示してもらって、ビジョンを持った評価をしたい。また、国を引っ張っ

ていくような施策を行ってもらいたいし、これまでもやってきたという経緯もあるので、そのようなものも評価の対象としたい。また、国は教育委員会の運営が形骸化しているとして、制度の見直しを議論しているところであるが、港区は教育委員会が適切に運営されているということを、国に主張できるような評価もしていきたいというご意見もいただいております。

また、資料の一番下ですけれども、学校教育と生涯学習とが連携した事業や、生涯学習授業で学んだことが学校教育の場に還元されるような事業があれば、評価の対象としたいというご意見もいただきました。このようなご意見も踏まえまして、先程1枚目で示させていただいた施策を今年度の評価の単位とさせていただければと考えております。

それでは4ページ目をご覧ください。昨年度までは、右側にありますように、9月の議会の前、決算議会の前までに議会に報告し、来年度予算への反映を見据え、非常にスピード感を持って報告書を作成しました。しかし、それでは十分な評価の議論、あるいは教育委員会の今後の方向性について議論する時間が十分にとれず、各教育委員の先生方には、ほぼ報告書が出来上がった段階でご意見をいただくという形になっておりました。今年度は左のように、もう少し時間的に余裕を持って、第3回の評価会議を既に9月5日と決めておりますけれども、我々が作成した評価表をもとに、評価委員に評価をしていただき、その評価委員による評価を踏まえて、10月22日の教育委員会の臨時会辺りの時点で、教育委員会の先生方と評価委員の先生方の合同会議を行い、今後の港区の教育について意見交換をいただければと考えております。

その意見交換を経た上で、最終的に報告書を、今は11月上旬を予定しておりますけれども、取りまとめ、教育委員会でご決定いただいた後に議会へ報告していくような流れとする考えでございます。

このことに関しまして、本会は協議事項ということで、教育委員の先生方のご意見を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

簡単ですが、ご説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいま庶務課長から説明をいただきましたけれども、何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 今の庶務課長の説明で、今年度というか、事業としては昨年ということになるのでしょうか。どこに重点を置くかということのバックグラウンドが分かったような気がします。そこで確認したいのは、この平成23年度ですと、色々な事業について評価委員の方から評価していただき、さらにそれに対して教育委員会はどうか対応するかということが内容でしたが、区の行政評価がこれにほとんど対応するということですか。

それと同じことをやったのでは意味がないので、というような理解でよろしいですか。

○庶務課長 そのとおりで、昨年度の事業に関しましては、区の行政評価という場で評価をされております。したがって、同じ事業についての評価を改めて教育委員会の場で行うというようなことは避けた方が良いということも、今回の考え方となっております。

○澤委員 既に評価会議はもう2回開催されているわけですがけれども、その基本的な方針について

は、評価委員の方はもう知っているということになるのですか。この第1回、2回というのは、何をやったのか伺います。

○庶務課長 今年度の事務に係る点検評価をどのような方向で進めていけばよいかご意見をいただくとともに、我々の考え方を説明しまして、本日お示ししました資料の流れについて意見交換をさせていただいて、進めてきたところです。

○澤委員 今回、教育委員会としてはテーマを絞るということで、それは私も賛成なのですが、第2回の評価会議における主なご意見が幾つかあります。特に最初の、10年、20年後を見据えて、2年間の幼稚園も含めた学校教育で、どのような人を育成しようとしているのか。そういうことが見えるような事業をしてもらって、評価委員としても事業を評価したいというところに、非常に前向きな姿勢を感じます。

では、教育委員会としては何を評価してもらいたいと言ったならば、何か国際化に対応した教育の推進というのはテーマを絞っていて、今、非常に大きな課題というのは、幼・小・中を含めた一貫教育をどう持っていくか。要するに義務教育プラス幼稚園教育、12年間の中で、いい教育をするための取り組みを行なっています。とすると、評価委員の意見にあるように、12年間の学校教育を港区としてどう捉えて、どのような将来像として考えているのかという話だとすると、国際化だけではないのではないかと思います。幼・小・中の一貫教育も含めた取り組みについて評価をしていただく方がいいのかなと思います。

あまりにもテーマを絞り過ぎてしまうと、港区の教育委員会の中のある一断面しか評価していただけないような危険性があるのではないのでしょうか。どういう視点で評価していただくかによりますが、12年間の学校教育で港区が将来的にどんな人材を育成したいのかという枠組みの中で、国際教育に対する評価も当然していただきたいのですが。

教育委員会の事務の点検・評価という観点からすると、国際教育と、それから生涯学習の分野では学びの場を充実させるという、テーマの絞り方でいいのか、ちょっと疑問を感じます。

○小島委員長 澤委員の指摘と、私、全く同様の意見を持っています。先程、澤委員が質問したのに関連するのですが、この教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をするという、そもそもの目的は何なのだろうかということが、まず大事なことではないでしょうか。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条で、そういうようなものを評価しなさいといった趣旨は、教育委員会としてこういう事業をしたい、こういうことをやりたい、それに対して、その1年間どうだったのか、どこまで達成できたのだろうか、あるいは区民の皆様がどんな評価をしているのだろうかというようなことを専門的に判断し、それが港区の教育のさらなる充実、質の向上につながるから、そういうことが言われているように、港区教育委員会の教育のさらなる充実のために行うのであって、あまりにも一つの分野に限定してしまうのは、ちょっと冒険過ぎるのではないかと思います。区長部局の行政評価と重なるからということなのですが、区長部局でどんな方がどんな方法で教育委員会の事務事業を評価しているのか十分把握していないのですが、評価の視点が異なっているところもあるのではないのでしょうか。

そのようなことを色々考えてみると、教育委員会が将来的に子どもたちを、明日の日本を背負って立つ子どもたちに、そういう教育をしていくためには、どうあるべきかという大きな目標から考えて、その中からテーマを絞っていくとするなら、果たして区長部局の行政評価に遠慮しなくてはいけないのかどうかという問題点と、それに派生して澤委員の言われている、これを一つに絞ってしまうのがいいのかということ、考えてみなくてはいけないのではないかと思います。この点に関し、庶務課長いかがですか。

○庶務課長 ご意見はごもっともと思っています。区の行政評価の内容を十分先生方にお示しできていないのですが、区の事務事業評価では、細分化された予算の事業単位で、教育委員会においても、100以上の事業評価を自分たちで行い、その後庁内で2次評価ということで、区の行政レベルでこの自己評価の視点が果たして正しい方向かどうか確認し、そのうえで、第3次評価として、外部の学識経験者を入れた会議の中で、拡大や縮小を伴う事業に対して、評価されるという事業評価のシステムを昨年度から進めているところでございます。

○小島委員長 教育委員会の事業についても、全て行なっているのですか。また、区長部局のどこでやっていますか。

○庶務課長 全ての事業について企画部門で実施してございます。

○小島委員長 第三者の学識経験者の評価が入って、評価を行うのですか。

○庶務課長 学識経験者の評価を経て、公開するという手続きがとられます。

○小島委員長 ただそれは予算との関連で評価をしているのですか。それともいわゆる教育目標、教育目的、教育効果から評価しているのですか。

○庶務課長 どちらかというと事務事業ですから、事業の目的の適合性だとか、事業の効果性、手法の効率性、そして区が実施する妥当性、そして継続の必要性という観点から、評価をしております。

○教育長 私の理解では、そもそもこの地教行法第27条の事務の管理、それから執行状況の点検、評価という規定が定められた趣旨は、教育委員会の事務についてどういう形でやっているのかということが、区民に分からないという部分があって、今やっていることが、どういう効果をもたらしているのかの点検もせずに、十年一日のごとくやっているのではないかと、そういうことで、教育委員会も自分で事業等を毎年きちっと点検をして、評価をしてそれを議会や区民に報告をして、さらによい方向にやっていく必要があるよということで設けられました。つまり、教育委員会のある意味、活性化を図る趣旨で設けられたものということなので、基本的にこれからのビジョンをどういうふうにするのかということも含めて、学識経験者にお伺いを立てることが主な目的ではありません。もちろん今の事業のことを評価する際に、専門的な見地から、これは、今はこういうことだけれども、さらにこういうふうにやったらもっとよくなりますよというような意味でこれからの方向性という助言は入ってくるだろうと思うのです。

そういう趣旨を踏まえると、今、庶務課長がお答えしましたように、これはオール港区として、行政評価で評価していること、全ての事務事業について、1次評価、2次評価、3次評価までやる

形の制度ができました。1次評価については、これは事務局のそれぞれの担当職員が自分で評価をする。2次評価については、これはオール港区のそれぞれの各部の部長が、教育委員会はおそらく庶務課長がメンバーになっているのですが、全体として自分のところだけではなくて、ほかのところも含めて、つまりほかの支援部の方から、あるいは支所の方からも相互に、教育委員会の事務について評価をする。さらには第3次評価ということで、全てやるわけではないと思いますが、絞った形で、学識経験者による評価ということをやっていくのです。

これは基本的には、来年度の予算に向けて、充実すべきなのか、あるいは見直しをすべきなのか、これはもう役割を終えたので縮小すべきではないのかと、そういう評価をしていくわけです。もちろん経済的な効果だけでやるわけではなくて、目的があって、それについての手段、それから効果はどうかということをやっていくと、これもすごい膨大な作業です。ということで、同じような作業を、様式は多少違いますがやるということも負担の問題もありますので、いかがかと思えます。

ただ、今回は国際化ということに絞ったということでもありますけれども、これが今年だけで終わるのであれば、もっと広い範囲でやる必要があるでしょうけれども、これは毎年やっていかなければいけないことなので、テーマを絞った形で、今年はこれについてやります。また来年は違った視点で、次のまたテーマを選択してという形で、私はやればいいのかと思います。

○小島委員長 今の教育長のご説明で、大分よく分かってきました。今の説明がないと、このテーマを絞るといのは何か分かりにくかったですね。

○綱川委員 ここに教育委員会の評価と書いてあるところが最終的な案で教育委員会へ出てきて、教育委員会ではなくて事務局の意見ではないかという話が確か出ていたと思います。それでこのようにしていただき、途中で我々の意見も聞いていただけるというようなことでいいと思います。そこでまず、人を育てるところが教育であるという中で、我々はこの評価の中で、費用対効果とは自主的にお金だけではないのだよということを、教育委員としてアピールをもっとしなければいけないと思います。財政部門で、お金をかけ過ぎと言われるところも、我々としては必要なのだよというアピールをするための評価も必要だと思います。

次に、この評価ということに関して、評価委員の人は非常に大事だと思います。我々の代弁者になるのがいいのか、また全然違う視点がいいのか。港区のことをよく知っている人が行なっ方がいいのか。平成23年度のときは藤井先生というに港区の指導室長だった方が入っていましたけれども、今回は代わっているようですが、どのようにして委員を決めているのでしょうか。

さらに、例えば来年に向けて、重大なテーマというのは、幼・小・中一貫教育12年とか国際化とか、プラス子どもの教育環境の整備ということです。いじめや体罰について、ずっと長年、「いじめフォーラム」とか、港区独自にやっていることがあるわけです。事業は開催すれば良いのではなく、その後の検証が必要です。どういう波及効果があるか、検証していますかということをお話をしてきたのですから、そういうところも入れていただかないと、先程のテーマを絞るといことはいいことかもしれませんが、不十分な部分もあると思います。

4点目として、今の教育長のお話の中でも、予算への反映ということがありましたが、プレッシ

ヤーといったら変ですけども、教育委員会としての評価が、予算反映に対しての意見を言える数少ない機会だと思うのです。これが11月、12月になって、議会に報告となることによって、予算に反映できないと何のためにやっていたのかという面があります。このような取り組みで予算への反映はうまくいくのですか。

○教育長 テーマは今、委員からあったように、別に国際化だけでなくでもいいわけです。ですから、いじめなり、体罰なり、そういうものについてもテーマとしてどうかということであれば、それはできると思います。だから、別に国際化だけを絶対やらなければいけないという話でもないで、それはいいと思います。

それから、もう一つは予算の関係ですけども、去年は予算に間に合うようにスピードを上げてやったということですが、必ずしもこれ自体は予算に結びつくという形でなくていいと思っています。つまりこれは決算の議会に間に合わせるもので、決算というのは前の年1年間の事業執行を決算委員会で審議する場なので、教育委員会が昨年度1年間やってきたものを事前に決算委員会に間に合うように提示をして、それで色々議会から意見をいただくという形を取っています。それがひいては次の年の予算にうまくつながればいいと考えていたわけですけども、基本的には、この事務の点検・評価が即予算にリンクするということでは必ずしもありません。

○庶務課長 人選につきましては、昨年議会にご報告をしたところ、やはり同じように、あまりにも港区の教育行政をご存じの方ばかりなので、評価表にいいことばかりしか書かれていないではないか、ある意味教育委員会の応援団となっているのではないか、それが本当に適正な評価なのか、区民の目から見るの3人の学識経験者は学校教育の専門の方ばかりで、学校教育以外の幅広い分野については、別の目を持ったといいますか、知見を得られている先生に入っていた方がいいのではないかと思い、予算がない中無理をして、今年4人の先生方をお願いしたという経緯がございます。

それからもう一つ、事務的な作業につきましては、経常業務につきましては、次の年度の予算の締め切りは9月末ですが、例年、新規事業やレベルアップ事業に関しては、10月末までに要求すれば次年度の予算要求に反映できます。今年は、10月下旬の教育委員会の臨時会において意見交換をしていただいて、その内容によって次年度の新規事業やレベルアップ事業の予算要求に間に合わせることは、事務的には可能ではあるということです。

○永山委員 この評価会議自体は、時間的に1回あたりどのくらいの時間を費やしているのですか。

○庶務課長 評価会議は1回概ね2時間をとっていただいております。

○永山委員 事前に資料を渡して、見ていただいて、会議では討論する感じですか。

○庶務課長 教育委員会と同じで、事前に資料をお送りして、当日は、資料説明を若干事務局の方でさせていただいて、それに対する質疑応答をして、お考えをいただくという進め方で、今までは行ってきております。

今回、初めて行う評価委員と教育委員の先生方との意見交換の場というのは、ある一定のテーマにするのか、それとももっと大きく港区の教育というものをどのように捉えるかというテーマ設定

とするか、まだ具体的には考えてはいないのですけれども、できるだけある特定の事業についての意見交換ではなくて、教育行政そのもの、あるいは教育委員会のあり方にまで及ぶような意見交換の場にしたいと考えております。

○永山委員 例えばなのですけれども、小・中一貫については問題点等もよく分かっているので、もちろんたくさんいいところもありますが、まだ課題等が残っています。そういうことについては、事務局の方から評価委員の方にも説明がされていますか。ここを見る限りでは、そんな具体的なものが本当に伝えられているのかというのが分からず、きちんとした土台があつての評価なのかというのが少し疑問に残ります。

例えばですけれども、具体的にいいますと、校名については、すごくあいまいな部分が多々あると思います。中学校だけの名前にしたり、小学校だけの名前にしたりとか、一貫校ということですから、一貫校として教育委員会が進めているならば、一貫校名で統一するとか。品川区に関しましては、すごく徹底されてやっているとか。港区では少し曖昧で、事務局の方としてもそれが統一されていないのではないのかというのが、具体例として一つあります。そのほかにも、具体的なものが欠けている評価になっていないかというのが少し疑問に思いました。

○庶務課長 例えばでございますけれども、昨年度の事務事業報告書をご覧くださいますと、22ページの小・中一貫校の設置事業では、このように評価表をまず事務局で効果や成果という部分まで作成して、それをご覧ください、ヒアリングを行い、補足する資料が必要であれば、さらに資料をお出しして、評価をいただく、評価コメントをいただくという形で進めてございます。

したがいまして、多くの事業がある中で、そのように次々とやっていくものですから、一つの事業に対してそれほど多くの時間をかけることはできないということも事実です。

今年度は、先程からご意見いただいていますように、テーマを絞り込んでお話しを伺うかですが、永山委員からおっしゃっていただいた校名であったり、決め方であったりとか、そのようなことに関しても、ご意見等をいただくということになれば、もう少し、テーマを絞り込んで、時間をとって、色々な資料をお出しして評価をしていただくという形をとった方がいいかなと思います。

○永山委員 先日、伊藤学園の初代校長先生のお話を聞いても、すごくきちんとしたポリシーがあつて、それに多々共感する部分がありましたので、もう少しそういうものを港区教育委員会としても、全員が、思いをきちんと受けとめての事務作業というのがすごく必要ではないかなと思ひました。

○小島委員長 分かりました。では、永山委員の意見は意見として受けて、今後に役立てたいと思ひます。

ほかに何かございますか。

○澤委員 色々な皆さんの意見を聞いていて、私なりに整理すると、この平成23年度のように、色々な項目について事務局がデータを出しているのかどうか評価していただく、それは確かに区長部局がやることなので、今回テーマを絞るということは基本的には賛成です。国際化に対応した教育を推進しますというのも、当然、今年度だけではないので、教育長が言っているように、今回、

そういうのに絞るのもいいのかなと思います。ただ、そうすると右のところに6項目挙がっていますね、施策を構成する事業ということで。また、2ページ目の施策の柱がテーマは国際化に対応した教育を推進しますです。施策を構成する事業というのは、この6項目だから、この6項目について全部やってもらうのかどうかはともかくとして、何かを抽出してということです。しかし、私は国際化に対応した教育を推進しますというこの言葉の持っている中身、これを国際化に対応した人材を育成する教育を推進しますというようにとりたい。一方、国際化に対応した教育委員会としてどんなことをやっていますかという、日本語適応教育とか日本語学級です。要するに国際化して海外の子どもも多くなったから、それに対しては日本語というわけです。私は人材育成ということになると、むしろ幼・小・中の一貫教育、要するに生きる力、国際化の中で生きる力とか、そういうことも当然、大事になってくるわけです。そうすると日本語に関しては、今回はいいのではないかと。

要するに、人材育成に対してどういう中身をやっていて、それに対してどう評価していただくのか。そういうことであれば、今回、国際化に対応したテーマというように絞るのもいいのかなと。

ただ、この6項目の中身は国際化に対応した教育委員会としてどんな事業をやっていますかということですから、全体的なビジョンが、人材育成という視点が少し欠けてしまっているかなと思います。だから、その辺はもう少し評価委員の先生方にはお話をしていただきたい。私は先程、奥野課長からも説明があった、評価委員の先生方が言われた10年、20年後を見据えてということで、12年間の学校教育の中で、いかに国際的な国際社会の中で生き抜く力、それから国際社会で十二分にやっていけるようなスキル・能力を育む事業をやっていくか。そういった視点で国際化に絞るといいと思いますが、さらに、幼・小一貫を入れたいと思うのは、今、非常に大事なテーマで、学校現場において、先生方のアカデミーに対する考えがかなり幅が広いような状況なのです。それを教育委員会としては重要なテーマとして、柱として持っているので、こういう評価の中にもきちっとテーマとして入れることにしたいという気もするのです。

そうすると、国際化の中でやっていける人材を育成するという、そういう視点が大事と、私は個人的にはそのような印象を持ちました。

○事務局次長 この評価委員の皆さんと、直にやりとりしている立場から、今のお話を受けさせていただきます。

澤委員がおっしゃいましたように、先生方も、同じ趣旨をおっしゃっていました。国際化に対応した人材育成という視点では、これだけではないだろう。多分、計画に書かれている事務事業も、データを出してもらわなければいけないだろうし、成績がどう上がってきているのかとか、全国的な位置の中でどうなのか。色々な視点を合わせないと総合評価できないだろうという意見をいただきました。澤委員がおっしゃっている方向で資料出しをしながら、総合評価してもらうようなことはやれると思います。

先生方も、これだけの事業では評価できないよという流れの中で、委員として助言をしながら、総合評価する資料を事務局に要請する。そういうやりとりでやっていきたいとおっしゃいました。

それから、委員長と澤委員からいただいた視野の広がりですけれども、確かに教育行政全般を単年度で見るとということからすると、テーマを絞り過ぎというご意見もやむを得ないご指摘だろうと思うのですが、区長部局で全体はやるとすれば、我々は、もう少し経済性だけでなくて効果性などの視点で、論議ができればいいねと舵を切ろうとしているのです。

今年は試行的に少しテーマを絞らせていただいて、やっていくのが現実的かなとは思っているのです。

ただそのときに今、国際化でテーマはいいけれども、小・中一貫も含めての人材育成の視点を加味できないか。そういうことは3回目の論議の前に考え方を整理して、教育委員会からのご指摘として伝えたいと思います。

○綱川委員 今、ドラスティックに変えるという感じに聞こえたのですが、昨年、違和感を覚えたのは、各項目に教育委員会の評価と書いてありますが、これは評価ではないのですよね、全部が、進めますとか、評価委員の人に書かれたことに対して、弁明のようにみえます。

それで我々が自分で教育委員として評価するというのは、もっと反省とか、そういう感じであるべきだと思うので、何か形を変えた方がいいのではないかと思います。

○事務局次長 やはり今までの効果は効果としてあったと思いますが、せっかくこれだけの知見を得てやっていくわけですから、教育委員の皆さんといい論議ができるようなベースをつくっていきたいと思うのです。

学識経験者の方たちとの意見交換という場を設けるのは、取りも直さずそういうことです。先生方からそうではないよという反論も、あるいは助言も含めて引き出して、こういう分かりやすい資料をつくっていければ。結果的にはこれで議会に報告して、外部公表も法律に基づいてやるわけですから。教育委員の意見が表出するようにしていきたいと思います。

○小島委員長 よろしいですか。

それで先程、私の方から質問したことと関連なのですが、根本的に分からないというか、疑問を感じたので、質問をさせてもらうのですが、教育委員会の教育行政についての評価、点検なのですが、先程、庶務課長からの説明だと、区長部局の方で行政評価を行う。その行政評価の評価書が出るので、それについて教育委員会の事務事業についても評価されますよと。そうするとここで今、教育委員会で行う今回の評価が屋上屋を重ねてしまう。したがって、同じようなことをやってもいけないので、何か一つのテーマに絞って、今年はやりたいのだという説明だったと思うのです。それに対して、私は非常に疑問を持ったので、先程から質問しているのですが。もう一度質問させてもらいます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条で、教育委員会が毎年、権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。こう書かれているわけですから、今まで当然これは当たり前と思っていたのです。

そうするとやはり、教育委員会が自ら点検して、報告を行うと書いてあるのです。そうすると、区長部局の方で教育委員会の事務事業についても点検評価しているから、そちらの報告でいいのだ

というのはどうもおかしいのであって、教育委員会の行政については、教育委員会が執行の状況の点検及び評価をしなくてはならない。だから、屋上屋を重ねるから、やらなくてもいいということになったら、この第27条でいっている趣旨がおかしくなってしまうのではないかという気がするのです。あくまでも教育に関する行政についての、その執行の状況及び点検及び評価は、あくまでも教育委員会がするのであって、屋上屋などという話になってしまうと、この趣旨から少し外れてきてしまうのではないか。あくまでも、教育委員会の教育行政に関する事業を教育委員会が点検報告するという事なのではないでしょうか。

どうもその辺が、区長部局の行政評価があるから、教育委員会は屋上屋を重ねるからやらなくていいということだと、どうもおかしいので、そういうことではなくて、何かうまい方法で説明しないと、その説明でいいのかなという気がしてしまうのですね。

だから、今後、今年ある程度効率的にテーマを絞ってやりたいということであれば、区長部局云々だけでなく、もっと違う説明をしないと、何となくこの条文上、法律上、教育委員会自らが点検・評価・報告しなくてはならないのだから、説明をうまく変えないといけないのではないかという気はするのです。

○庶務課長 十分な説明になるかどうかというのはありますが、前提としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の23条で、教育委員会というものが当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行するという規定があり、事務が列挙されています。学校その他の教育機関の設置や管理や廃止に関する事、教育機関の用に供する財産の管理に関する事等、非常に幅広い事務を行い、それを管理し、執行すると定められています。これらに対して、住民への説明責任を果たしていく趣旨から、第27条が新たに設けられました。その説明責任を果たしていくという趣旨は、同じであると思います。

区の行政評価も同じで、今回、私の説明がうまくなかったかもしれませんが、区で教育委員会も含めた全事業について、その事務事業評価という作業をするのであれば、同じ作業をするのは効率がよくない。とすると、私たちは教育委員会として、独自にその事務の点検評価を、どのような観点からどのようなやり方をすれば、区民の皆さんにご理解いただいて、説明責任を果たしていくことになるのか。ということを考え、今までは区の事務事業評価も含めてこれまでやってきました。区がやっていないこととして、やはり施策であったり、政策的なものの評価につなげられるやり方を工夫してやりたいと考えました。

それを先程、次長からも説明いただきましたが、今年度はあるテーマに絞って、それを切り口として、港区の教育行政全体に評価をしていただけるような資料を提供し、この点検評価をやっているか、ある意味、試行的なやり方をしていきたいという思いです。その説明がなかなかうまくできていないのですが、本日、そういう観点で今回は点検評価というものをするという考え方に対して、協議をさせていただきますという意味でございます。

○小島委員長 区長部局、教育委員会と区全体で、教育行政について区民に色々報告していく、そのためにはどうあった方が効率的で、どうあった方が効果的であるかということをも十分考えていけ

ばいいと思うのです。

ただ、忘れてはいけないのは、教育行政はあくまでも教育委員会が負っているのだから、教育委員会が教育行政を行っていることについて、あり方なり、やってきたことなり、理解なり、区民に知らせるといったことについて、あくまでも第一義的には、教育委員会が負っている責務であって、最終的には当然、教育委員会の義務であるわけですから、その辺がぼやけてしまうといけないということで、意見を述べさせていただきました。そんな点も配慮しながら、お願いしたいということです。

そのほか、ご意見なりご質問なりございますでしょうか。

○綱川委員 ですから、そういう全体的なことをやらないといけない。港区はそういうことを取り組んでいるということで、区民に信頼される学校、区民とともにある学校、子どもたちが誇れる学校、この3つの基本的な姿勢をテーマに合わせて評価していった方がいいのではないかなとは思いますが。

○小島委員長 ほかによろしいですか。時間を大分とってしまったものですから、次に移りたいと思います。

2 平成25年度港区指定文化財の諮問について

○小島委員長 続きまして、「平成25年度港区指定文化財の諮問について」。図書・文化財課長、お願いします。

○図書・文化財課長 平成25年度港区指定文化財の諮問につきまして、教育委員会議案資料ナンバー2を使いまして、ご説明させていただきたいと思っております。港区の指定文化財としまして、指定候補を今回、絵画2点、古文書1点、歴史資料1点、無形文化財・工芸技術としまして三味線製作の伊東良継様を含めました5件につきまして、港区文化財保護条例第39条の規定に基づき、港区文化財保護審議会に対して、審議するよう諮問したいと考えてございます。

それでは1点ずつご説明をさせていただきます。まずおめくりいただきまして、観智国師肖像と呼びます。芝公園1丁目にごございます天光院さんが所蔵する観智国師肖像は、賛というのは、絵の上に書いてある字、これを賛というのだそうですが、賛によりますと、元和4（1618）年10月18日の作とされ、浄土宗の発展に寄与した観智国師（慈昌、源誉存応 1541-1544～1620）。これは、国師というのは朝廷から賜った称号で、そのときにいただいた名が観智、それで観智国師。括弧書きの慈昌というのは、現在でいうお名前になるそうです。源誉存応（げんよぞんのう）というのは、今でいう戒名だそうございまして、寿像というのは、生きていた間に描かれた絵ということだそうございまして、観智国師が描かれています。

観智国師は1584年、増上寺第12世となり、家康が関東入国から交流を始め、増上寺で行われた家康の葬儀では、導師を務められたお方だそうございまして、導師というのは、お葬式のときにお経を上げられる方を導師というのでございまして、そういったお坊さんだそうございまして。

1610年に家康の推薦で、後陽成天皇より国師先程言いました称号ですが、が下賜され、その

際、後陽成天皇の勅書とほぼ同文が賛として絵画上部に記されています。観智国師本人によって着参、これは括弧で「ちゃくさん」というそうですが、着参されているものが、これが肖像画でございます。

なかなか漢字等は難しいものが使われていますが、正式には普光観智国師というのが下賜されているようでございます。これがまず1点目。観智国師肖像でございます。

続きまして2点目。徳川家康像になります。こちらは虎ノ門にあります大養寺さんが所蔵してございます。徳川家康像は御簾や幕、神殿などがなく、像主というのはご本人のみです、ご本人のみが描かれていることがこの絵の特徴となってございまして、生前の家康を表現している作品ではないかというように言われています。

上部、こちらにも賛が書いてございます。文字の部分です。晩年の、先程紹介しました観智国師が元和3（1617）年に着参したものとされてございます。ここで書かれています賛でございますが、摩訶止観（まかしかん）と読むのだそうございまして、摩訶止観の一文が読み取れるものとなっています。摩訶止観というのは仏教の論書の一つで、止観（禅定の一種）についての解説書、その一文がそこに記載してございます。禅定というのは心を統一して妄想し、真理を観察することという訳なのだそうですが、その摩訶止観の一文がここに賛として書かれています。

これが2点目の徳川家康像になります。

以上2点につきましては、個人の方というかお寺さんの方で所蔵しているものでございます。

続きまして、宇田川家文書。3枚目になります。こちらは既に港区教育委員会の方で所蔵してございます。御門出入札というものだそうございまして、御門出入札、本資料は区内在住の宇田川様より文書とともに寄贈された資料となっております。宇田川家は江戸時代、現在の港区高輪2丁目の一部に当たる下高輪證誠寺門前に居住していらっしやったそうでございます。仕立て職を営んでいた宇田川家は代々、革屋八郎兵衛を名乗り、肥後熊本藩細川家の御用達商人を務めていらっしやいました。

資料点数は、文書及び出入札、計47点で、多くは幕末から明治期に集中しており、中でも土地関係と商業関係の資料が比較的充実した形で残されておりまして、今回指定候補とさせていただきますと考えてございます。

続きまして、4枚目。歴史資料としまして、亀山碑でございます。この亀山碑は、亀塚公園（三田4丁目）内の都の指定史跡・亀塚の頂部にある石碑で、上野国沼田城主・土岐頼熙によって、寛延3年（1750）年に建てられたものでございます。土岐家は明暦3（1657）年にこの地を下屋敷として拝領してございました。詩文に秀でた大名といわれた頼熙は、この地が『更級日記』の竹芝寺伝説の地であることや頂部に酒壺があり、ここに入出入りする亀を神と崇めていたが、一夜の風雨で酒壺の亀が石になったという伝説に興味を持ち、そうした由来を伝えるためにこの碑を建立して、そこのこの石の中にその文が書いてございます。これが亀山碑と言われているものでございます。

5点目、こちらが無形文化財の伊東良継様でございます。伊東良継様は港区新橋、屋号は石村屋

さんとおっしゃるそうです。伊東良継様は、昭和40年代の初めから三味線製作を本格的に始めました。三味線製作は昭和30年代後半ごろから、竿屋、胴屋と分業化が進み、伊東氏はそれらを組み立てて革を張り、使用する人に合わせた調整を行うといった最終工程を行っている方でございます。石村屋さん、先程のお店ですが、父である一男さんが新橋に開いた店舗で、良継さんは2代目に当たる方でございます。現在、良継さんの後継者には、3代目となる次男の真弘様がおいでになり、2人で三味線製作やその修理を営まれているということで、技術の継承も行われる見込みもでございますので、今回、無形文化財として指定したいと考えてございます。

今回、本5件について、文化財保護審議会に諮問いたしますと、諮問後、文化財保護審議会の方で審議し、並行しまして私どもの方で、所有者の同意を得た後に、教育委員会に対して文化財保護審議会から答申が出される予定になってございます。現在の予定では10月に向けて答申を行ってもらえないかとお願いする予定でございまして、答申を受け、改めて教育委員会でご審議、決定をしていただく予定としてございます。

以上、ご説明をさせていただきました。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問はあるでしょうか。

酒壺の亀が石になったという、そのお酒はどうなったのですか。

○図書・文化財課長 伝承でございまして、お酒がどうなったかについては不明でございます。

○綱川委員 港区の重要なものというのは分からないですけれども、どのような位置づけにあるのかとか、そういうのは、諮問のときに考えていらっしゃるのか。何か基準というものがあって、何でこの人が今年なのか、よく分からないのですが、そういうのは何かあるのですか。

○図書・文化財課長 区で指定文化財にしまして、都、国とだんだん上がっていくという形になってございますけれども、国・都の文化財となりますと、保護の指定とか保管場所等についても、色々な厳しい規定がございますので、まず区として指定をしてと考えてございまして、今後そういった保管場所等がまた改善されていけば、上がっていくということでございます。

また、指定されますと、民間所蔵の場合については、文化財としての保護のためのお金が出るということもございまして、多く指定してしまいますと、後年度の費用等も考えて、既に港区に寄贈を受けているものも踏まえながら、指定していくということで、今回5件という形で選ばせていただいております。

○綱川委員 というのは、先程、無形文化財の方については、後継者の方がいらっしゃるしというようにお話がつけ加えられてありましたので、そういうのもやはり伝承とか、そういうことも考えて選んでいるということによろしいのですか。

○図書・文化財課長 実は三味線につきましては、もう一人の方の候補がいらっしゃいました。その方については、ほかに後継者とかがいらないということと、三味線、先程言いましたように分業になっていて、全体をつくるということではなかったということなので、こちらの方の方が技術継承も進んでいくのではないかとということで、今回、指定候補とさせていただきます。

○綱川委員 ありがとうございます。

○小島委員長 2点目の徳川家康像なのですが、これは作者が小野、何て読むのですか。

○図書・文化財課長 小野通女（おのつうじょ）とお読みしまして、戦国期から近世にかけての人で、絵、文もたしなみ、幾つかの作品を残したといわれていますが、素性等については明らかにされていません。

○小島委員長 そうすると、作者が有名で文化財にどうかというのでしょうか。それとも描かれている家康の、よく読んでいないのですが、家康のこういうよい特徴が出ているので、推薦することなののでしょうか。

○図書・文化財課長 今回につきましては、この絵が御簾や幕、神殿などがなく、家康様だけが描かれていることが特徴となっておりまして、生前の家康の特長がよくあらわれているということで、文化財の指定候補とさせていただきます。

○小島委員長 分かりました。質問なのですが、観智国師になられた方は、家康の推薦でということで「家康が関東入国したころから交流を始め」というふうになっていて、増上寺の第12世となっているのですが、増上寺というのは多分、家康が関東入国してからと書いてありますよね。そうすると、もう12世になってしまうのですか。ちょっと気になったものですから。

○図書・文化財課長 こちらの調査では1584年、増上寺第12世となったということございまして、1393年時の大僧正が浄土宗に改宗したということございまして。

○小島委員長 そうですか。家康が入国する前から増上寺があったということですか。分かりました。

○小島委員長 それではほかに何か、ご質問はございますでしょうか。

この案件はこの程度にしまして。

第4 教育長報告事項

1 平成25年度港区学力調査結果について

○小島委員長 続きまして、教育長報告事項に入ります。本日は日程の順番を変更させていただき、はじめに「平成25年度港区学力調査結果について」の報告を受けたいと思います。その後は日程を戻し、順次報告を受けたいと思います。

ということよろしいですか。

(異議なし)

○小島委員長 それではそのように運営させていただきます。では「平成25年度港区学力調査結果について」、指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは今、資料をA3のものが2枚ございます。1枚目が小学校で2枚目が中学校です。それから今、問題を参考までに配らせていただいています。これは実は問題は例年使っておりまして、調査後回収ということになっています。これが外に出ますと次の年度に影響しますので、教育委員会用として1部だけもらっているものですので、後ほど回収させていただきたい。

今回の結果を総括的に申し上げますと、まずこの表の見方ですけれども、国語、社会、算数、理

科ということで、目標値というのが載っています。目標値は、これは東京書籍がつくっているのですが、東京書籍が定めたもので、概ね学数指導要領に基づいて、標準時間にその決められた内容を指導すると、これぐらいできてほしいなということを目標にしているということで、業者が定めている数値です。

それから全国の平均正答率、これはその年度に受験した、調査を受けた子どもたちの平均点。そして、区の平均正答率というのは、港区の子どもたちが受けたときの正答率ということで、目標値についてはそれほど動かないのですが、平均値はその母集団によって変わってしまうので、目標値との比較ということが一般的になされております。

まず小学校を総括して見ていただきます。△印は、区の平均正答率が目標値よりも5点以上高いということで、概ね成果が出ているところです。そして、小学校は逆の▼がないのですが、区の平均正答率が目標値とほぼ同程度というものがあまして、顕著なのはやはり理科。

2枚目に進ませていただきます。2枚目は中学校です。この表の見方は同じです。△が上回っているもので、あとは平均に近いものが≡のマークがついています。これを見ますと、英語は高いですね。10ポイント以上、2年生、3年生高いですね。これ、調査の実施時期が5月ですので、中学校1年生はまだ英語の調査をやるだけの内容がないので載っていません。

中学校の場合、英語が顕著に高く出るのでありますが、マイナスがついているのが幾つかありますが、やはり理科がかなりということで、中1、中2、中3、それぞれマイナスのポイントがついていて、中3になると、マイナスの幅が広がるということで載っています。

今日、机上配布させていただきました問題につきまして、若干説明させていただきますと、A3の資料です。これは子どもがやった調査問題で、丸がついているところだけ顕著なものですので、説明させていただきます。

四角の白抜きの3番の1番ですけれども、これはガスバーナーの火を消す手順が分かるということについて理解しているかということの問題です。これにつきまして、港区の子どもたちの正答率が30%、約3割ということで、目標値は50%ですので、目標値と比較すると20ポイント差がつく。つまりここが課題であるということです。

それからもう一つ紹介させていただきますと、ダイモンの7の3番ですけれども、これは家で使っている電気の配線のつなぎ方ということについて、理由を説明しなければいけないのです。これは何で並列つなぎなのだということの理由を説明しなければいけないのですが、港区の正答率が15.5%。目標値が25%、概ね4分の1ぐらいしかできないぐらい難易度が高い問題ですが、これでもそこに比べて港区の子どもたちは低いということです。ここは課題と受けとめております。

中学校の理科につきましては、今年度から新規事業でサイエンスアシスタントということで、理科の専門性の高い免許を持っているか、または大学、大学院等で専門に学んでいる人を、中学校の理科の実験の授業を中心に配置しております。3番の問題などは実験を丁寧にやっていけば、概ね答えられる問題と認識しておりますので、そういった点で活用していただく。それから、7番はや

やはり言語活動です。言葉で説明しなければいけないので、この部分もやはり授業の中できちっとノートに自分の考えをまとめさせたり、言葉で説明したりという学習をやらない限りできませんので、そういった点にも力を入れてまいりたいと考えています。

雑駁でございますが、説明は以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何か質問はあるでしょうか。

○網川委員 ここで、中学の理科と社会で \Rightarrow が出ていますが、港区だからというところもあると思うのですが、やはり高校の受験科目という関係で、やはり勉強に対する意欲というか、取り組み方が、生徒個々の意識の中に顕著に出てきてしまっているのかと思います。

それで、これは受験に際して、高校が最近、内申書を重視しないとか、そういうこともあると思うのですが、港区が低いのは、その影響だけでなく全国的にそうなってきたら、これは生活の中で必要な社会とか、生きていくうえで大事な理科とか、そういうところがおろそかになっていく可能性が、国全体からして出ていると思います。

そこでやはり港区としてはそういうことをアピールして、港区が低いからということだけではなくて、アピールしていかないと、受験重視とか偏差値重視とか、そういうような方向になって、何が必要かという目標が違うところになってしまうという感じを、私はこれを見て毎年受けとめてしまうのですが、そういうアピールをしてほしいと思います。意見ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○指導室長 今、おっしゃった課題につきまして、例えば、受験勉強に力を入れるのであれば、暗記中心の指導になりますが、港区のめざしているところは実験を重視して、その中で言語活動を取り入れるなど授業の充実です。

やはり考える力ですとか、科学的な見方、考え方大事です。前に一度、朝のNHKの番組だと思いますが、ほんの何秒ですが取り上げていただいて、放送されたことがあります。さらに積極的にPRに努めたいと思います。

社会科はやはり興味関心を持たせるにはどうしたらいいか。教科書をただ読ませて、興味関心を持ってといってもこれは難しいので、例えばデジタル教科書を取り入れていますので、こういった映像資料などを使いながら、歴史に対する興味関心を高めるということが大切と考えます。

全国的な傾向についてどうかというお話がありましたが、平成25年度の全国の学力調査には、理科と社会がないのですけれども、東京都の学力調査でも、これは同じような傾向が出ておりますので、やはり理科離れと言われる根拠になるような数字が出てきてしまっているのは事実でございます。

○小島委員長 ほかに何かご質問等ございますか。よろしいですか。

2 生涯学習推進課の6月の事業実績について

○小島委員長 それではまた日程を戻しまして、「生涯学習推進課の6月事業実績について」。生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の6月の事業実績について」ご報告いたします。資料ナンバーの3をご覧ください。実績です。

タグラグビー教室が4回、本村小でのフィットネス教室を開催しています。また、5行目ですが、19日にいわき市、7行目ですが、26日につくば市の物産市を開催しております。参加者数につきましては、申し訳ありませんが、会場のレイアウトの都合で計測しておりません。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問はございますか。

よろしいですか。

3 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○小島委員長 続きまして、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」です。資料ナンバーの4をご覧ください。各施設、事業の6月の利用状況になっています。

資料の最後の8ページにつきましては、学校屋内プール一般開放、遊び場開放、スポーカル六本木の集計で、1月おくれで5月の報告とさせていただいております。特に今回、数値が各施設大きく変わったようなところが見受けられない状況となっております。今回、運動場の中でアクアフィールド芝公園が6月までフットサルの利用で、7月からプールの利用に変更になっています。

改めましてまた実績については報告をさせていただくのですが、7月の最初の土日ですけれども、6日の土曜日は1,251人、7日の日曜日は2,334人の利用がございました。今年も、安全管理を徹底して、事故のないようプール運営に取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

○永山委員 先日、スポーカル高松の設立記念式典にも行ってきたのですが、この六本木も57人とか61人とかで、もっと多いのかなと思いましたが、目標数というか、どのくらいの会員数をめざしているのか、教えてください。

○生涯学習推進課長 特に目標の数値というのは設定をしていないと聞いております。六本木につきましても、当初平成19年に設立されたときは、会員数が50人弱というところで、今現在、24年度ですと214人の会員数となっております。徐々に種目ですとか拡大する中で会員数も拡大してきたと聞いておりますので、高松につきましても、現行、当初60人を目標にスタートすると聞いておりますので、六本木を参考にこれから種目の増、会員数の増を図っていくことに、支援していきます。

○小島委員長 よろしいですか。

ほかに何かございますか。

それではこの案件はよろしいですか。

4 平成25年度夏季学校プール開放について

○小島委員長 続きまして、「平成25年度夏季学校プール開放について」、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「平成25年度の夏季学校プール開放について」ご報告をいたします。資料ナンバーの5をご覧ください。

毎年夏休みの期間、学校のプールを開放する事業を行っております。小学校のプールを夏休みの連続した期間の概ね3日間程度、1日2時間でございますけれども開放をしております。開放校と開放日時については、資料のとおりでございます。御田小学校、神応小学校、南山小学校、青南小学校の4校を開放する予定でございます。

利用料金は無料となっております。利用の対象は区内小・中学生とその保護者等になっております。また、通常は浮き輪、水鉄砲などの遊具は持ってきてはいけませんが、この夏季学校プール期間については、持ち込みも可能としております。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

○綱川委員 開放する学校については、どのような選別で決められたかということをご報告を伺いましたら、学校からの希望で開放したという話を確か聞いたと思うのですが、そのときに希望でなくてやはり地域割で開放した方がいいという話をしたと記憶していますが、今年はどういう選別で決定されましたか。

○生涯学習推進課長 昨年度、そういったご意見をいただいたところでございましたので、各学校に照会をかけたところ、やはり夏休みの工事の関係などもございまして、なかなかあけられる期間もなかったということで、今回4校に設定をしております。

○綱川委員 希望なのですか。

○生涯学習推進課長 生涯学習推進課から。

○綱川委員 指定している。

○生涯学習推進課長 はい、お聞きして、学校と調整をして、この4校になりました。

○綱川委員 ありがとうございます。

○小島委員長 ほかに何か質問ありますか。よろしいですか。

5 国体推進担当の6月事業実績について

○小島委員長 では続きまして、「国体推進担当の6月事業実績について」。国体推進担当課長、お願いします。

○国体推進担当課長 それでは「国体推進担当の6月の事業実績について」、報告をいたします。資料はナンバー6をご覧ください。国体の港区実行委員会では、五つある基本方針の一つに環境に最大限配慮した国体としますというのを掲げています。この活動の一貫としまして、6月1日に芝浦

小学校環境美化活動で、6月27日には芝浦港南地区クリーンアップみなとタバコルールキャンペーンで、ゆりーとも参加するなか、清掃活動を実施するとともに、国体の啓発活動を行いました。

また、順不同になりますけれども、6月17日には三田警察署と共催で、安全で安心な、なぎなた競技を開催するために、港区スポーツセンターにおいて、テロ対処合同訓練を実施しました。ボストンマラソンの事故もあったため、爆弾が会場内に仕掛けられたことを想定しまして、スポーツセンターの施設管理者が利用者を誘導したり、爆弾処理班が出動して対処するなど有意義な訓練を実施しております。

また6月16日には、兵庫県伊丹市の方で全日本のなぎなた連盟の評議会が開催されました。この会に参加しまして、今年開催されます国体についての、開催に向けての報告とPRを行ってまいりました。

そのほか、芝浦港南地区総合支所主催のワールドカップアジア最終予選のパブリックビューイングや、芝地区総合支所のふれ愛まつり、K i s s ポート財団主催のナイトマラソン、アクアフィールドのプール開きなど、さまざまなイベント等にゆりーとが参加しまして、PRグッズを配布したり記念撮影をするなど、国体のPRを実施しております。

説明は以上になります。

○小島委員長 ただいま説明に対して、何かご質問ございますか。

ゆりーと君は相変わらず色々なところへ出ているのですか。

○国体推進担当課長 そうですね。色々なイベントで声もかけていただきますし、できるだけ町場に出向いて行って、一緒にイベントに参加するなかで、PR活動をしてまいりたいと思います。

○小島委員長 ゆりーと君の中は、ただでさえ暑いのに、今、猛暑日ですごい暑さですけども、暑さ対策をきちっとやって、熱中症にならないようにしてください。

○国体推進担当課長 時期にもよるのですけれども、夏場は特に30分に1回とか1時間に1回は必ず休憩を入れて、給水の時間をとるような形で、イベントに参加しています。

○小島委員長 分かりました。

この案件はよろしいですか。

6 図書館・郷土資料館の6月行事実績について

○小島委員長 それでは続きまして、「図書館・郷土資料館の6月行事実績について」、図書・文化財課長、お願いします。

○図書・文化財課長 図書館の行事実績につきまして、平成25年6月について教育委員会事案資料ナンバーの7でご説明させていただきたいと思います。定例の報告となっていますおはなし会21、ブックスタート8、保健所と合同でやっています、うさちゃんくらぶ3となっておりまして、4ページにその他とございまして、その他の中で22日土曜日に、みなとで開催しましたものと、29日にみなとで開催しました、読み聞かせボランティア養成講座、初・中級というもの、このようなボランティアの養成も、私どもの事業としてやってございまして、実際プロの講師の方をお招

きして、読み聞かせボランティアの講座を実施してございます。

このボランティア養成講座にいらっしゃっている方には、既に東北地方で読み聞かせのボランティアとして活動されているような方もいらっしゃってまして、課題としましては、レベルアップの講座を開いてほしいということも今回要請としてございましたので、読み聞かせボランティアについて、今後そのような方向を踏まえて検討していきたいと考えてございます。

続きまして、25年6月の郷土資料館の実績でございますが、21日の指定文化財候補検討会、本日、協議事項として提出させていただきました指定候補については、この検討会をもってお諮りして、本日の教育委員会に上げさせていただいたという形になってございます。

また、各大学等から実習等も受け入れているという状況がございます。

以上、ご報告させていただきます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何か質問ございますか。

よろしいですか。

7 図書館の6月分利用実績について

○小島委員長 続きまして、「図書館の6月分利用実績について」。図書・文化財課長、お願いします。

○図書・文化財課長 「図書館の6月分の利用実績について」、教育委員会議案資料ナンバー8でご説明させていただきます。

これまでの資料と変えたところがございますので、ご説明させていただきます。一番右端とその次ですが、少し見えづらいのですが、前月利用登録者数と利用登録者数という形でございます。前月利用登録者数は5月末時点での利用登録者数で、一番右端の利用登録者数は6月末の利用登録者数で、これを比較することによりまして、6月に登録者が何人増えたかということが分かるように、分かりやすくいたしました。

利用登録者数の二段書きになっています下の数字が、6月に新たに利用登録された方の人数がここに表記されてございます。

次のページを見ていただいて、全体で1,784名の利用者が6月で増えたという形になってございます。ご覧になっていただいて分かるように、他の図書館で概ね300近くの利用登録がございます中で、港南だけが100台ということでございますので、今後、こういった資料のもとに、港南図書館の利用登録者数の増に励んでまいりたいと思いますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

よろしいですか。

本日予定している案件は全て終了しました。庶務課長、その他何かございますか。

○庶務課長 ございません。

「閉 会」

○小島委員長 それでは、これもちまして閉会といたします。次回は7月23日火曜日、午前10からの予定です。よろしく願いいたします。不手際で遅くなりました。申し訳ございませんでした。

(午後12時10分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 網 川 智 久